

令和5年1月27日

第3回倉吉市教育委員会臨時会

倉吉市教育委員会

第3回倉吉市教育委員会臨時会 日程

日 時 令和5年1月27日(金) 午後5時15分
場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の選出

3 報告事項

- (1) 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について…… 1
- (2) 成徳小学校・灘手小学校統合準備委員会について…………… 別紙

4 議 事

- (1) 議案第4号 倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する等の規則について…… 2
- (2) 議案第5号 倉吉市立成徳小学校・灘手小学校統合に係る新小学校の校章・校歌について…………… 6

5 その他

6 閉 会

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年1月 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

倉吉市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年倉吉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																										
(倉吉市立小学校の設置) 第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。	(倉吉市立小学校の設置) 第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。																										
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>倉吉市立成徳小学校</u></td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>倉吉市立北谷小学校</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		<u>倉吉市立成徳小学校</u>	略	略		倉吉市立北谷小学校	略	略		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>倉吉市立成徳小学校</u></td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>倉吉市立北谷小学校</td><td>略</td></tr><tr><td>倉吉市立灘手小学校</td><td>倉吉市尾原</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		<u>倉吉市立成徳小学校</u>	略	略		倉吉市立北谷小学校	略	倉吉市立灘手小学校	倉吉市尾原	略	
名称	位置																										
略																											
<u>倉吉市立成徳小学校</u>	略																										
略																											
倉吉市立北谷小学校	略																										
略																											
名称	位置																										
略																											
<u>倉吉市立成徳小学校</u>	略																										
略																											
倉吉市立北谷小学校	略																										
倉吉市立灘手小学校	倉吉市尾原																										
略																											

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する等の規則について

次のとおり倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する等の規則について、本委員会の承認を求める。

令和5年1月27日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則
の一部改正等について

【改正理由】

成徳小学校及び灘手小学校を閉校し統合することに伴い、関係する倉吉市立中学校の校区を定め、並びに公印を整理するよう関係規則の一部を改正等するものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市教育委員会公印規則の一部改正 第1条関係
灘手小学校に係る公印を削ることとした。 (別表第2関係)
- 2 倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正 第2条関係
成徳小学校、東中学校及び西中学校の校区を改めることとした。 (別表関係)
- 3 倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部
を改正する規則の廃止 第3条関係
倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部
を改正する規則（令和4年倉吉市教育委員会規則第4号）は、廃止することとした。
- 4 この規則は、原則として令和5年4月1日から施行することとした。 附則第1項関係
- 5 明倫小学校区の区域内に住所を有する生徒が就学すべき中学校についての経過措置を
置くこととした。 附則第2項関係

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する等の規則

(倉吉市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 倉吉市教育委員会公印規則（昭和44年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表第2（第3条関係）								別表第2（第3条関係）							
公印の名称	形式	書体	寸法 (ミ リ メ ー ル)	使用 区分	印 材	個 数	備 考	公印の 名称	形式	書体	寸法 (ミ リ メ ー ル)	使用 区分	印 材	個 数	備 考
略								略							
倉吉市立社小学校長の印	略							倉吉市立社小学校長の印	略						
								倉吉市立灘手小学校の印	倉吉市立灘手小学校印	てん書	方46	一般文書	木	1	
								倉吉市立灘手小学校長の印	鳥取県倉吉市立灘手小学校長印	てん書	方21	一般文書	木	1	
略								略							
倉吉市立社小学校長職務代理者の印	略							倉吉市立社小学校長職務代理者の印	略						
								倉吉市立灘手小学校長職務代理者の印	倉吉市立灘手小学校長職務代理者之印	てん書	方18	一般文書	木	1	
略								略							

(倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正)

第2条 倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則（昭和54年倉吉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改

正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
学校名	校区	学校名	校区
略		略	
倉吉市立成徳小学校	住吉町 湊町 東町 葵町 仲ノ町 荒神町 宮川町 宮川町二丁目 堺町一丁目 堺町二丁目 堺町三丁目 研屋町 明治町 明治町二丁目 大正町 大正町二丁目 新町一丁目 新町二丁目 新町三丁目 魚町 東仲町 西仲町 西町 北面 穴沢 別所 鋤谷 津原 尾原	倉吉市立成徳小学校	住吉町 湊町 東町 葵町 仲ノ町 荒神町 宮川町 宮川町二丁目 堺町一丁目 堺町二丁目 堺町三丁目 研屋町 明治町 明治町二丁目 大正町 大正町二丁目 新町一丁目 新町二丁目 新町三丁目 魚町 東仲町 西仲町 西町
略		略	
倉吉市立上小鴨小学校	略	倉吉市立上小鴨小学校	略
略		倉吉市立灘手小学校	北面 穴沢 別所 鋤谷 津原 尾原
略		略	
倉吉市立東中学校	倉吉市立上灘小学校区 倉吉市立成徳小学校区 倉吉市立社小学校区のうち上神 寺谷 大谷茶屋 和田 和田東町 馬場町 倉吉市立明倫小学校区	倉吉市立東中学校	倉吉市立上灘小学校区 倉吉市立成徳小学校区 倉吉市立社小学校区のうち上神 寺谷 大谷茶屋 和田 和田東町 馬場町 倉吉市立灘手小学校区
倉吉市立西中学校	倉吉市立社小学校区のうち秋喜 秋喜西町 西福守町 倉吉市立小鴨小学校区 倉吉市立上小鴨小学校区	倉吉市立西中学校	倉吉市立明倫小学校区 倉吉市立社小学校区のうち秋喜 秋喜西町 西福守町 倉吉市立小鴨小学校区 倉吉市立上小鴨小学校区
略		略	

（倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する規則の廃止）

第3条 倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する規則（令和4年倉吉市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。（倉吉市立明倫小学校区の区域内に住所を有して倉吉市立西中学校に就学している生徒についての経過措置）
- この規則による改正後の倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則第3条の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで倉吉市立明倫小学校区の区域内に住所を有して倉吉市立西中学校に就学している生徒で、施行日以降も引き続いて当該区域内に住所を有しているものが就学すべき学校は、なお従前の例による。

議案第5号

倉吉市立成徳小学校・灘手小学校統合に係る新小学校の校章・校歌について

次のとおり倉吉市立成徳小学校・灘手小学校統合に係る新小学校の校章・校歌の決定について、本委員会の承認を求める。

令和5年1月27日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸